

地域主権改革関連2法案の概要

平成22年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(1) 地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

「地域主権改革」の定義・・・日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 所掌事務

改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

② 会議の組織

内閣府の【重要政策会議】:15人以内

議長・・・内閣総理大臣

議員・・・内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣、
内閣総理大臣が任命する有識者 など

③ その他

- ・ 政令で定める日(公布日から3か月以内)に施行
- ・ 改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

(2) 義務付け・枠付けの見直し(関係法律の一部改正)

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、関係する41法律を一括改正(別紙参照)

2. 国と地方の協議の場に関する法律案

① 構成・運営

・ 議員・・・国:内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方:地方六団体代表(各1人)《副議長を互選》

- ・ 臨時の議員・・・議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集(毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

- ・ 分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

- ・ 議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

- ・ 協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

1. 概要

改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもので、次のような事項を対象

- ①施設・公物設置管理の基準
- ②協議、同意、許可・認可・承認
- ③計画等の策定及びその手続 等

関係法律を一括し改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正後

例えば、

- ①' 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ②' 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③' 計画等の策定義務を廃止へ

〔改正の概要(例)〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準(公営住宅法)
- 道路の構造の技術的基準(但し設計車両等の基準を除く)(道路法)
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする(学校教育法)

を地方自治体の条例に委任 (国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化)

2. 施行日等

- ①直ちに施行できるもの→公布日
- ②政省令等の整備が必要なもの→公布の日から起算し3月を経過した日
- ③地方自治体の条例整備が必要なもの、事業年度単位での施行が必要なもの→平成23年4月1日 等

○福祉施設の基準について、関係法律の施行の状況等を勘案し、基準の在り方について見直し検討

地域主権戦略会議の設置について

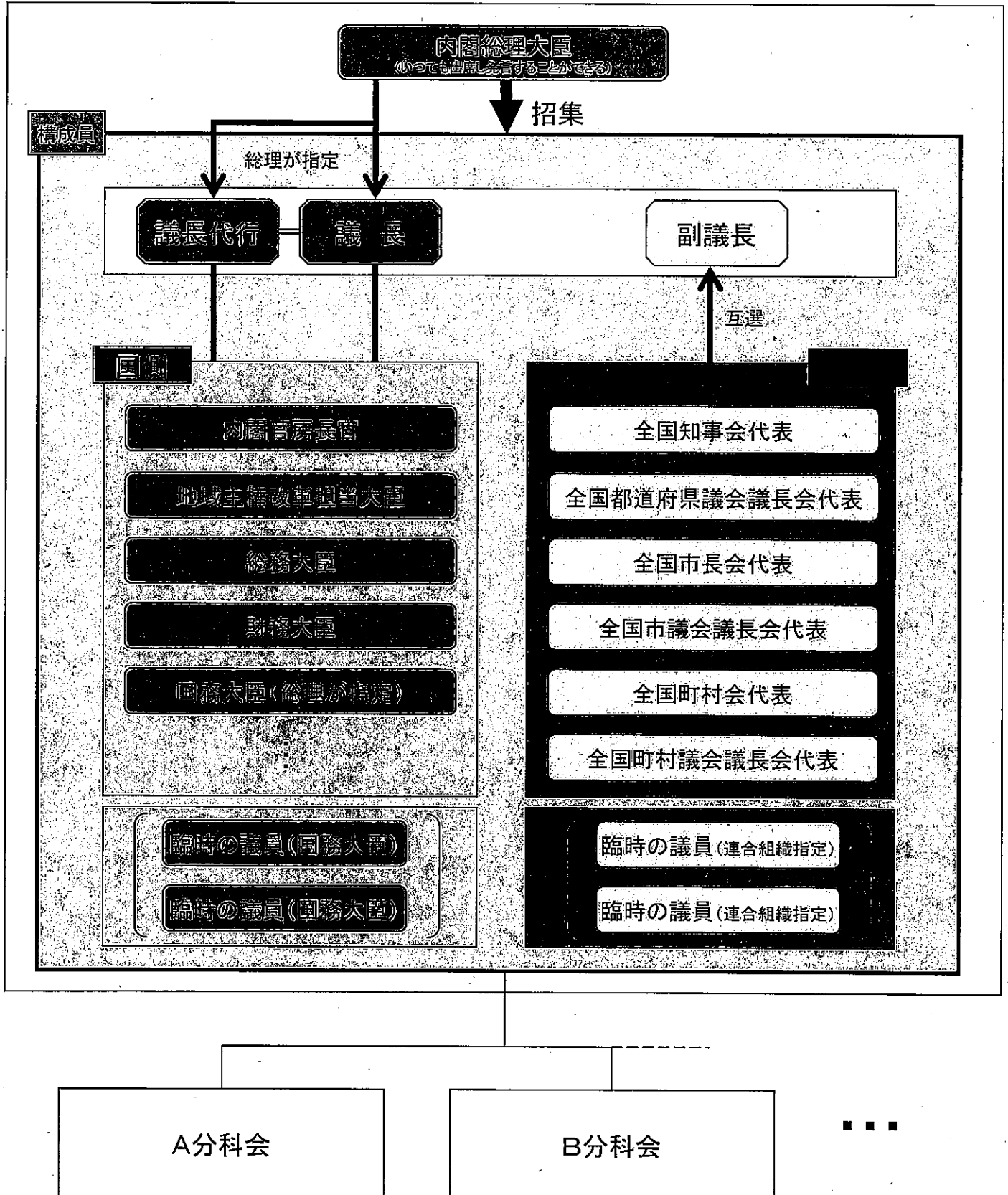
平成21年11月17日閣議決定

平成22年 1月 8日一部改正

- 1 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員：副総理
 総務大臣
 財務大臣
 内閣官房長官
 国家戦略担当大臣
 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
 その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
 内閣総理大臣が指名する有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第1項の規定に基づき、内閣府が行う。
- 5 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門員を委嘱することができる。
- 6 平成19年5月29日の閣議決定により設置された地方分権改革推進本部は、これを廃止する。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

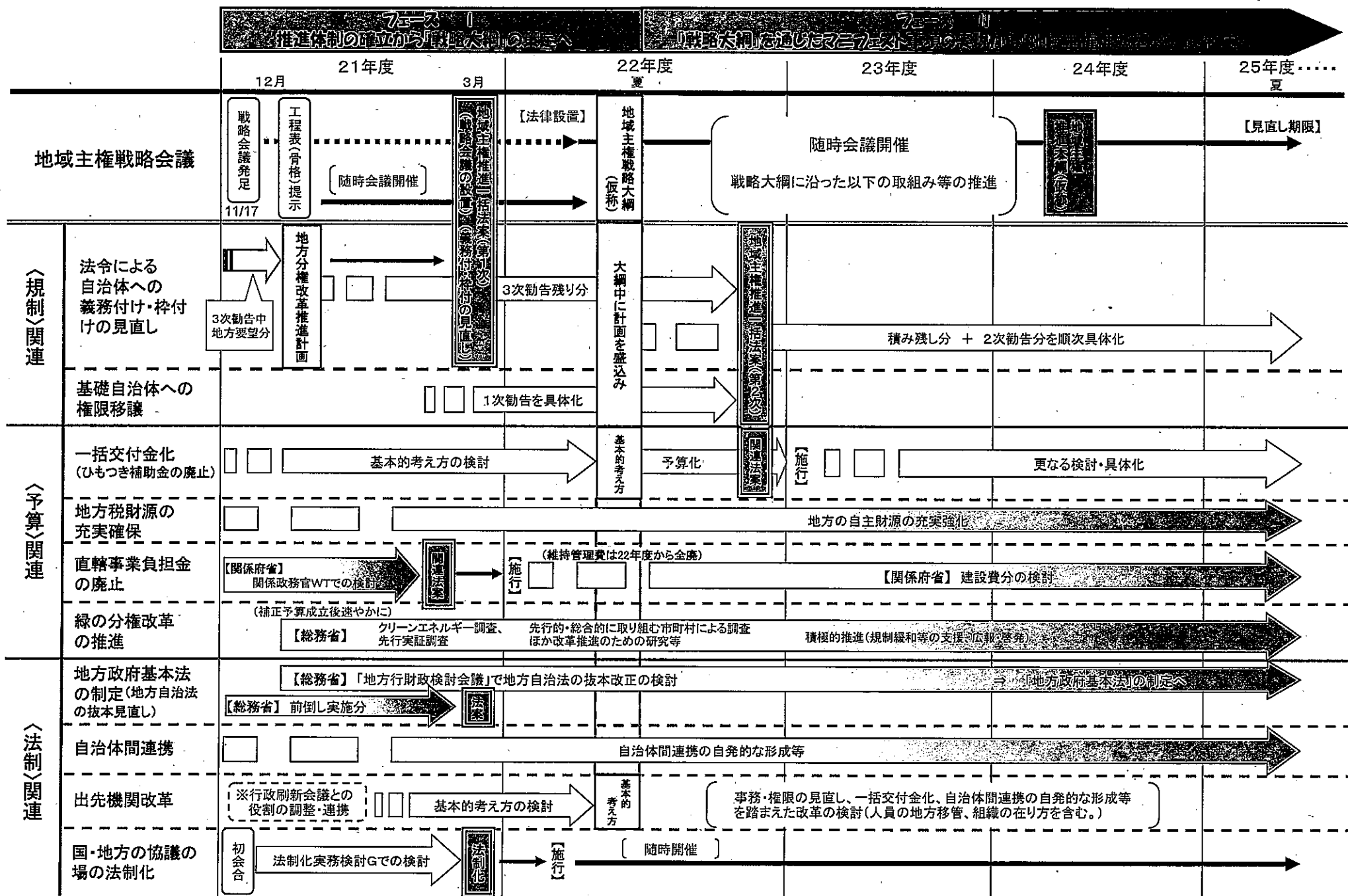
(参考)

国と地方の協議の場 (イメージ)



地域主権戦略の工程表(案)【原ロプラン】

(H.22.3.3 地域主権戦略会議(第2回)後)



(参考)

地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）（抄）

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかねばならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成 22 年通常国会に提出することを基本とする。

第 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告（以下「第 3 次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第 3 次勧告に沿って、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第2 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

第3 今後の地域主権改革の推進体制

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

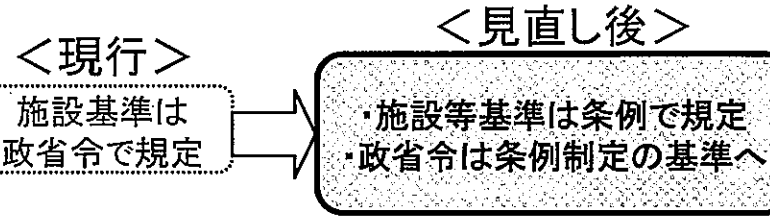
同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

(別紙、省略)

地域主権推進一括法の改正概要（義務付け・枠付けの見直し関係）

平成22年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 施設・公物設置管理の基準



(1) 「従うべき基準」の例

- 福祉施設(児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護施設、障害者支援施設、認定こども園等)
 ○職員の資格及び数(例:保育士等の配置基準等)
 ○居室面積等(例:ほふく室3.3㎡以上等)
 ○サービスの適切な利用等に関する事項(例:虐待等の禁止、秘密保持等) ※附則第43条に検討規定

(2) 「標準」の例

- ①養護老人ホーム等:利用者数
 ②保育所:居室面積(但し、省令基準に照らして大臣が指定する地域について政令で定める日までの間)

(3) 「参酌すべき基準」の例

- ①福祉施設:「標準」及び「従うべき基準」以外の基準(例:保育所の屋外遊戯場面積、特養の廊下幅及び食堂や機能訓練室の面積等)
 ②職業能力開発施設:施設外訓練等の実施の基準
 ③へき地手当:へき地手当の月額等
 ④公営住宅:整備基準、入居収入基準
 ⑤道路:構造基準(ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定)、案内標識及び警戒標識の寸法
 ⑥河川:準用河川における河川管理施設等の構造基準

※「検討規定」(附則第43条)
 今後の施行の状況等を勘案し、福祉施設の基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 協議、同意、許可・認可・承認の見直し等

(1) 認可の見直し

- 〔学校教育法関係〕
 ○市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ
 〔漁港漁場整備法関係〕
 ○漁港区域の指定等の大臣認可 → 事後報告へ
 〔港湾法関係〕
 ○港湾区域の設定の大臣認可 → 届出へ(重要港湾等は同意協議へ)

(2) 承認の見直し

- 〔海岸法関係〕
 ○海岸保全施設の工事に係る大臣承認 → 同意協議へ

(3) 同意協議等の見直し

- 〔森林病虫害等防除法関係〕
 ○高度公益機能森林等の区域指定等の大臣同意協議 → 一部を事後報告へ
 ○県防除実施基準に係る大臣協議 → 事後報告へ
 〔企業立地促進法関係〕
 ○基本計画に係る大臣同意協議 → 一部の同意協議廃止へ
 〔港湾法関係〕
 ○特定埠頭の運営の事業認定の大臣同意協議 → 事後通知へ(国有財産である港湾施設等を含む場合を除く)
 〔下水道法関係〕
 ○流域別下水道整備総合計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
 ○公共下水道事業計画に係る大臣(知事)認可 → 協議又は届出へ
 〔都市計画法関係〕
 ○県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議 → 廃止へ
 ○市の都市計画決定に係る知事同意協議 → 協議へ
 〔国土利用計画法関係〕
 ○土地利用基本計画に係る大臣同意協議 → 協議へ
 〔自動車NOx法関係〕
 ○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 協議へ

〔大気汚染防止法関係〕

- 総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ
 〔ダイオキシン類対策特別措置法関係〕
 ○総量削減計画に係る大臣同意協議 → 範囲を限定し協議へ

(4) 協議の見直し

- 〔災害対策基本法関係〕
 ○都道府県地域防災計画に係る大臣協議 → 事後報告へ
 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律関係〕
 ○学校運営協議会設置に係る県教委協議 → 廃止へ
 〔文化財保護法関係〕
 ○国有地での発掘に係る関係各省庁協議 → 廃止へ
 〔林業労働力の確保の促進に関する法律関係〕
 ○基本計画に係る大臣協議 → 範囲を限定し報告へ
 〔農業改良助長法関係〕
 ○県協同農業普及事業実施方針に係る大臣協議 → 廃止へ
 〔農業振興地域の整備に関する法律関係〕
 ○基本方針に係る大臣同意協議等 → 範囲を限定し同意協議へ
 〔中小企業団体の組織に関する法律関係〕
 ○商工組合等の設立認可等に係る大臣協議 → 廃止へ
 〔道路法関係〕
 ○都道府県道の路線認定等に係る大臣協議 → 廃止へ
 〔自然環境保全法関係〕
 ○特別地区の指定等に係る大臣協議 → 廃止へ
 〔辺地法関係〕
 ○市町村総合整備計画に係る知事協議 → 一部廃止へ

(5) その他

- 〔地方公営企業法関係〕
 ○利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務の廃止等
 ○企業団の監査委員の定数に係る規定の廃止

3. 計画等の策定及びその手続

(1) 策定義務の規定そのものの廃止

- 職階制に適合する給料表に関する計画 [地方公務員法関係]
 ○資金貸付事業計画 [小規模企業者等設備導入資金助成法関係]
 ○地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想 [地域産業資源活用促進法関係]

(2) 策定義務の「できる規定化」等

- 農山漁村電気導入計画 [農山漁村電気導入促進法関係]

- 中小企業支援事業の実施に関する計画 [中小企業支援法関係]
 ○消防広域化の推進計画(含:計画の内容例示化) [消防組織法関係]
 ○辺地総合整備計画(含:計画の内容の一部を努力義務化等) [辺地法関係]

(3) 内容の例示化

- 基本計画の内容の一部を例示化 [中心市街地の活性化に関する法律関係]
 ○防災計画の内容の一部を例示化 [石油コンビナート等災害防止法関係]
 ○都道府県の医療計画の内容の一部を例示化 [医療法関係]